

相 続 ド ッ ク NEWS RELEASE

2015年11月号

英和コンサルティング(株)
英和税理士法人

東京都品川区大崎4丁目1番2号
ウィン第2五反田ビル7F
PHONE: (03)3491-3811 <http://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

国税Vs富裕層！ 節税と課税強化のイタチごっこ？

富裕層課税強化へ舵を切った！
10の選定基準とは？
資産家全国一斉調査が開始？



相続増税開始の年も11ヵ月過ぎました。富裕層でなくとも影響があるという相続税改正が注目されましたが、実はその陰で国税が静かに進めている資産家向け課税強化策があります。

富裕層が狙い撃ち？



●調書不提出で加算税重加！

今年3月、半導体商社の株を巡るインサイダー取引で逮捕・起訴された会社前社長が「国外財産調書」不提出で、国外財産関連の所得につき、通常より5%重い15%の過少申告加算税を課されました。これは調書不提出による加重制度の初適用となっています。

<国外財産調書とは>

海外に5,000万円超の財産を持つ人に報告を義務付けた調書で、2012年の税制改正で導入された。初回は2013年末の国外財産を2014年の確定申告時に要提出で、5,539人が提出し、総財産額は2兆5,142億円。2年目となる今年は8,184人(47%増)で3兆1,150億円。

●海外の関連会社に貸付金！

税務調査で会社はタックスハイブンを対策税制の適用を受け、前社長個人はシンガポールの関

連会社への貸付金20万ドルと預金で国外財産5,000万円超が発覚。この貸付利息と他の外国法人からの報酬の申告もれ約1億円も発覚。

●目立つ海外取引の申告もれ！

国税庁によると、海外取引をしている個人の所得税の税務調査では、2014年6月までの1年間に総額約461億円の申告漏れが見つかり、1件当たりの平均申告漏れ額は1,698万円。同期間の国内取引を含めた税務調査全体では約810万円と海外関連取引の悪質さが目立ちます。

●今年から刑事罰の対象に？



これに対して導入されたのが国外財産調書制度ですが、国税庁は「対象者すべてが提出したとは考えていない」とか。今年から故意の不提出や虚偽申告が刑事罰の対象になったため、提出者の増加が見込まれますが、「外国当局との情報交換などで得た情報と突き合わせ、適正公平な課税に努める」としています。

●3兆1,150億円の中身は？



今年3月に国外財産調書を提出した8,184人の総国外財産3兆1,150億円の内訳を見ると、財産種類では有価証券が最も多く54.1%で、預貯金が17.3%と続きます。提出者のうち、東京、大阪、名古屋の3国税局管内は7,068人で資産総額は2兆8,786億円と、いずれも全国の約9割を占めます。

<国外財産の種類別総額と構成比>

財産の種類	総額	構成比
有 価 証 券	1兆6,845億円	54.1%
預 貯 金	5,401億円	17.3%
建 物	2,841億円	9.1%
貸 付 金	1,164億円	3.7%
土 地	1,068億円	3.4%
上記以外の財産	3,831億円	12.4%
合 計	3兆1,150億円	100.0%

●着々と富裕層課税強化へ？

最近の税制改正は、財産のあるところから取ろうとばかり、富裕層へ課税強化へと舵を切っている感があり、富裕層の財産を把握したい税務当局の思惑が見える制度も続々と登場です。

＜資産家向け「課税強化」包囲網？＞

開始時期	制度内容
2014年申告	「 国外財産調書 」提出制度
2015年 1月	相続税増税（ 非課税枠の減少 他）
2015年 1月	所得税・相続税の 最高税率アップ
2015年 7月	「 出国税 」の創出 
2016年 1月	金融所得課税の一体化 
2016年申告	「 財産債務調書 」提出制度
2018年 1月	マイナンバーと 預金口座連結

●最高税率が5%アップ！

所得税・相続税ともに2015年から一番高額な層への税率が引き上げられました。所得税は課税所得4,000万円超の部分の税率が40%から45%に、相続税は財産6億円超が50%から55%に。わずか5%のアップでも高額の所得や財産に5%を乗じるので、富裕層には大きな負担増に。

●新たな調書制度が登場！

2014年提出の確定申告から登場した「**国外財産調書**」（2012年税制改正）ですが、今年の税制改正でまた新たな調書「**財産債務調書**」が登場します。これまで所得金額2,000万円超の人が確定申告書と一緒に提出していた「**財産及び債務の明細書**」が見直されたものですが、内容はかなり厳格なものに。

＜国内外の財産をしっかりチェック＞

対象	(新設) 国外財産のみ	(改正) 財産全体
名称	国外財産調書	財産債務調書
開始	2014年3月提出	2016年3月提出
提出義務者	国外財産5千万円超を保有 改正前は所得2千万円超のみ	所得2千万円超かつ、時価3億円以上の財産または時価1億円以上の有価証券等を保有
申告との関係	確定申告しない場合も提出が必要	確定申告義務者のうち該当者が提出
報告内容	財産の種類、所在地、数量、時価など	同左（ 国外財産調書記載分は不要 ）
評価	時 価 アメとムチ？	
申告もれと加算税	期限内に提出なら、記載財産に申告もれがあった場合、 過少申告・無申告加算税を5%軽減 。不提出・虚偽記載の場合は 5%の上乗せ 。	
罰則 ペナルティ	不提出・虚偽記載は 1年以下の懲役または50万円以下の罰金	

富裕層2万人を照準



●改正で財産は時価表示に！

今までの明細書は土地なら固定資産税評価額、上場株式は額面で評価額を記載すればいいので記載は比較的簡単でしたが、改正で時価評価が必要に。上場株は年末終値を調べればOKですが、不動産や非上場株となると大変で、確定申告の繁忙期でもあり、混乱が予想される？

●2016年3月15日が迫る！

これまで「財産及び債務の明細書」を出していた人でも、3億円以上の財産か1億円以上の有価証券等が無ければ提出は不要ですが、該当する富裕層は申告期限までに、財産債務を洗いざらい時価で記入して税務署に提出することに。不動産、株式、預貯金、保険、マイカー、宝石、骨とうなどあらゆるものが対象です。

●アメとムチの調書制度！

「財産債務調書」はこれまでの明細書とは違い税務調査権限の質問調査権があります。提出義務のある人に対し、帳簿を調べたり必要な書類を提出させることができます。未提出や虚偽記載で申告もれの場合、過少申告加算税等が5%上乗せされ、期限内提出なら5%軽減に。

●貴重な富裕層データになる？

マクロ的視点では、財産債務調書は富裕層の資産・負債の全国一斉調査ともいえます。個人の所得は申告書や支払調書で集計されるため、年間所得1億円以上の人数や、上位1%の人が日本の所得の何%を占めているかなどは適格に把握されそうな状況です。今まで富裕層の財産実態は明らかではありませんでした。

●日本に富裕層は何人いる？

＜資産1億円超は101万世帯に＞

野村総合研究所の調査では、純金融資産（資産－負債）を1億円以上を保有する富裕層は2013年時点で約101万世帯。11年からの2年間で世帯数は24.3%、純金融資産総額は28.2%の増加に。中でも純金融資産5億円以上を持つ「超富裕層」は5.4万世帯で、着実に増加している。

●アベノミクスで金融資産が大幅増

資産増加の理由は、保有金融資産に占める株式等の比率が高いことにあります。上場企業等のオーナー経営者や上場及び非上場の株主が多いため、アベノミクスによる株価上昇で急激に

資産を積み増したことが分かります。



純金融資産保有額の階層別に見た 資産規模と世帯数

	2011年	2013年
超富裕層 (5億円以上)	44兆円 (5.0万世帯)	73兆円 (5.4万世帯)
富裕層 (1億円以上 5億円未満)	144兆円 (76.0万世帯)	168兆円 (95.3万世帯)
準富裕層 (5000万円以上 1億円未満)	196兆円 (288.7万世帯)	242兆円 (315.2万世帯)
アッパーマス層 (3000万円以上 5000万円未満)	254兆円 (638.4万世帯)	264兆円 (651.7万世帯)
マス層 (3000万円未満)	500兆円 (4048.2万世帯)	539兆円 (4182.7万世帯)

資料：野村総合研究所

●国税庁の大口資産家選定基準？

国税当局は富裕層の課税強化に乗り出していますが、気になるのがその選定基準です。非公開ですが、日経新聞の複数の国税OBへの取材で「10の選定基準」が分かったようです。

＜大口資産家の主な選定基準＞

- ① 有価証券の年間配当**4,000万円**以上
- ② 所有**株式800万株**（口）以上
- ③ **貸金**の貸付元本**1億円**以上
- ④ 貸家などの**不動産所得1億円**以上
- ⑤ **所得合計額が1億円**以上
- ⑥ **譲渡所得**及び山林所得の収入金額**10億円**以上
- ⑦ 取得資産**4億円**以上
- ⑧ **相続**などの取得財産**5億円**以上
- ⑨ **非上場株式**の譲渡収入**10億円**以上、または**上場株式**の譲渡所得**1億円**以上かつ45歳以上の者
- ⑩ 継続的または**大口の海外取引**がある者、または①～⑨の該当者で海外取引がある者



●継続2は7年一巡で調査！



資産状況の資料が「継続2管理事案」区分で管理されるので、大口資産家は「継2」と呼ばれています。各税務署は継2の個人調査ファイルを作り、資産状況や資金の流れを厳密に管理。「財産債務明細書」や「支払調書」などの資料を基に対象者を抽出し、重点対象をリストアップし、7年一巡で税務調査しているようです。

●重点管理富裕層は専門チームで！

超富裕層（＝重点管理富裕層）と指定されると、管理対象の個人だけでなく、その関連個人、関連法人も一体的に管理され、包括的な調査が行われます。昨年7月から東京、大阪、名古屋の各国税局に専門チームを設置して、部門を横断して情報を収集しています。新設の「財産債務調書」はこうした流れの一環です。



国税Vs富裕層のバトル



●「出国税」の登場で？

今年7月には有価証券1億円以上の保有者の海外移住による課税逃れに対し、通称「出国税」が導入されました。

＜海外脱出するなら日本に税金払ってから＞

株式売却益などに課税が無いタックスヘイブン（租税回避地）で資産を売却し課税を逃れるスキームを防ぐもの。1億円以上の有価証券を持ったまま海外移住する際、譲渡したもののみならず課税される。米国では2008年導入（条件200万ドル以上）、ドイツ、カナダは1972年から。

今回注意すべきは、海外移住の節税スキームも、出国税と相続税の二重課税の往復ビンタになるケースもあるとのこと。

●海外移住を決めたワケは？



＜「出国税」導入直前、日本脱出！＞

かつてのITバブルや最近の株高で、ひと財産を築いた中部地方在住の男性は、今年6月に移住先のタイへ出発。「いずれ余生は海外で」と考えていたが、今年の税制改正の出国税の7月導入を知り、日本脱出を決意。移住先は税金の安いマレーシアを考えたが、時間不足で急きょタイに変更。ゆくゆくは、極力課税されない「永遠の旅人」となり、アジア諸国を渡り歩く予定とか。

＜国外財産調書提出で申告もれが発覚＞

都内の70代男性は相続対策で来年スイスに移住予定。相続人は海外にいる息子2人。移住決意のきっかけは「国外財産調書」。約20億円の国外財産を報告すると、税務署から連絡があり、過去3年分を徹底的に調査され、気付かなかった所得が指摘され1300万円の追徴課税に。「監視におびえながら日本で余生は過ごしたくない」と。

かつては、米国と日本の贈与税の違いに着目した節税法が流行しました。日本在住の親が海外にいる子に海外資産を贈与するものですが、これも改正により封じられています。

●預金口座のひも付けも決定！



今年10月に個人番号通知が始まったマイナンバー制度。改正法で2018年には預金口座番号との連結が決定。当初は任意でスタートするものの、3年後の21年をめどに義務化することが検討されています。

●課税逃れ「完全封鎖」への道？



税務当局は、預金口座を手始めに、銀行の投資信託口座（推定約1,000万口座）や証券口座（個人・約2,240万口座）、保険（積立型・年金型保険、死亡保険の合計約1.6億件）を順次ひも付けし、将来的には不動産や自動車などの資産も一括管理して完全封鎖体制を確立するのでは？

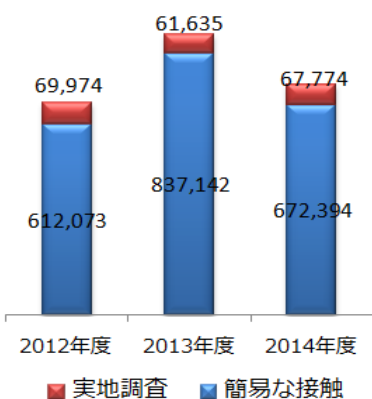
気になる税務署の情報源-2014年度所得税調査実績より

●実地調査件数は前年より増加

2014事務年度（2014年7月～2015年6月）に行われた、所得税の実地調査は約6万8,000件と前年より6,000件ほど増えました。

添付書類の提出もれの指摘などにあたる“簡易な接触”は約67万2,000件と、16万5,000件ほど減少しましたが、これは前年度が復興特別所得税のスタート時に記載もれの指摘などで件数が多かっただけ、正常件数に戻ったというのが実態です。

所得税税務調査件数の推移



●富裕層だけじゃない！重点調査の対象

国税庁は、富裕層、無申告者、海外取引、インターネット取引等について積極的に調査を実施し、個別に発表しています。いずれも申告もれ金額が大きいのが特徴で、特に海外取引は1件あたり2,000万円近い申告もれが発見されています。

重点チェック対象の調査状況

重点チェック対象	調査件数	一人当たり申告もれ金額	一人当たり追徴税額
富裕層	4,361件	894万円	231万円
無申告者	7,589件	1,867万円	181万円
海外取引	3,322件	1,944万円	—
インターネット取引	2,195件	1,121万円	—
全体計/全平均	49,280件	877万円	141万円

●海外投資情報は外国当局から大量入手

海外銀行に預金と債券を保有しているのに、預金利子だけ確定申告し、債券利子は無申告だった事例では、税務署は自動情報交換資料から申告もれを推定し、調査に入っています。自動情報交換制度では、外国の税務当局から「日本居住者へ支払われた配当、不動産所得、給与、報酬、キャピタルゲイン等の情報」が送られてきており、昨年は13万件の情報を入手済み。ここから“債券利子”の存在も分かっていたと思われます。

このケースでは、本人だけでなく妻や子の海外投資の申告もれまで発覚して芋づる式に課税された上、国外財産調書へも記載がなかったため加算税は5%上乗せされています。



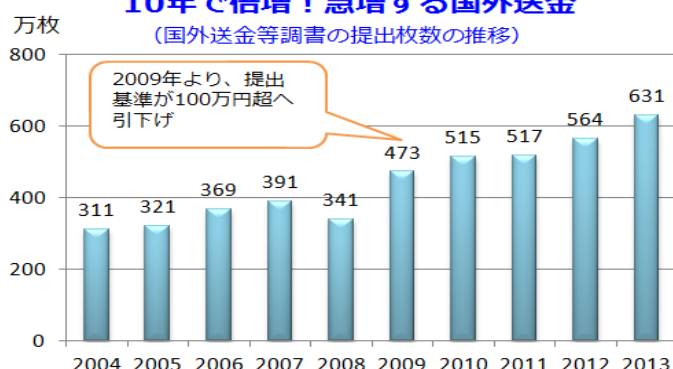
●チェックされている国外資金の使い道

ある調査対象者は、国外送金した資金で不動産を購入、これを海外法人に現物出資していましたが、海外法人の株価が不動産より高く利益が発生していたため、不動産の譲渡所得の申告もれ2,700万円を指摘され、900万円追徴されています。調査のきっかけは多額の国外送金情報だったとか…。

100万円超の海外送金は、金融機関に届出義務があるため税務署には筒抜けです。資金の使い道や、これに伴う利益の有無がチェックされていることをお忘れなく！

10年で倍増！急増する国外送金

(国外送金等調書の提出枚数の推移)



●専門部隊が目をつけるネット取引

国税庁には「電子商取引担当」という専門部隊がいて、日頃からネット通販やネットオークション、ネット広告、ネットレド（商品先物、為替など）をチェックしています。



●オークションサイトで行う自動車用品販売を申告していなかった事例では、本人が趣味と主張したものの、帳簿や取引口座が発見され、所得税、消費税を追徴課税されています。

●アイドルのコンサートチケットをネット販売していた事例では、複数のIDを使い他人名義の口座で売上を回収していましたが、5,000万円の所得隠しがばれています。

●金の売却益、隠してもバレてます

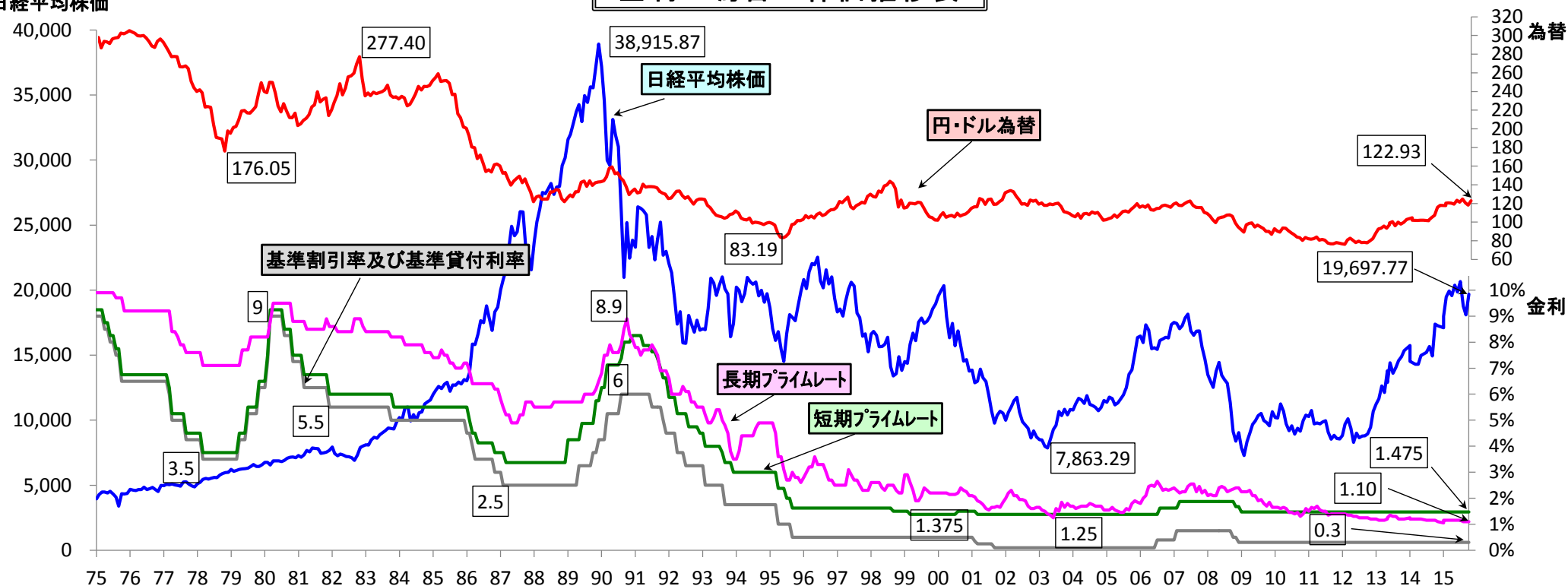
金やプラチナの価格が歴史的な高水準にあり、金地金の譲渡も国税庁が注目する取引のひとつです。2014事務年度は、2,627件の調査が行われ、117億円もの申告もれが発見されました。



金の売却は1回あたり200万円を超える場合だけ業者から税務署へ報告されますが、もちろん税務署はそれだけをチェックしているわけではありません。

支払調書が出た取引だけを申告していた会社員は、税務調査で他の年や調書が出ない少額取引まで合わせて5,200万円の所得隠しを指摘され、900万円を追徴されています。税務署をあなどるなかれ…。

日経平均株価

[illegible]